

業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点

[令和5年2月14日開催 日本証券業協会]

1. マネロン等リスク管理態勢の整備について

- マネロン等リスク管理態勢については、金融庁から各金融機関に対し、マネロンガイドラインを踏まえた態勢整備を2024年3月までに完了するよう要請し、2021年からマネロンに焦点を当てた検査等を順次実施しているところであるが、態勢整備の期限まで残り1年となっている。
- 2024年3月までの態勢整備の参考として、他業態の指摘事項を一部紹介する。
- 例えば、「リスクの特定作業において洗い出されたリスク項目は実務に即した個別具体的な項目にまで細分化されているか」という項目について、リスク項目洗い出しの粒度（例えば、個人・法人に加え、実務に即して、法人であれば、業種、上場有無、公的機関か否かなど）が低いため、未達となっているなどの事例が見受けられる。
- また、マネロンガイドラインで対応が求められる事項の中には、規定の整備に係るものもあるが、こうした項目についても未達（規定の未整備）となっている金融機関が多く確認されている。
- 改めて、経営陣におかれては、こうした事例も含め、自身の金融機関がどの水準にあるか把握した上で、残りの期間内に態勢整備が確実に完了するよう、取組を進めていただきたい。

2. サイバーセキュリティ演習の結果還元について

- 2022年10月に実施した「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall VII）」の結果を、先般、参加金融機関に還元した。
- 参加金融機関におかれては、演習の結果を活用して、インシデント対応能力の更なる向上に取り組んでいただきたい。ただし、今回の演習結果は、ひとつのシナリオの下での評価であって、サイバーセキュリティに対する

態勢整備の状況をあまねく評価したものではない。仮に今回の演習結果が良好であっても、演習で使用したシナリオに限らず、サプライチェーンの弱点を利用した攻撃やランサムウェア攻撃、フィッシングなど、最新のサイバー攻撃の脅威の動向を想定してインシデント対応態勢を整備し、その実効性を確認するための演習・訓練を定期的に行っていただきたい。

- また、非参加金融機関に対しても、今後協会を通じて、演習を通じて認められた業態に共通する課題や良好事例をフィードバックする予定である。非参加金融機関においても、金融庁からの還元内容を参考として、演習・訓練の高度化を含め、インシデント対応態勢の強化に取り組んでいただきたい。

3. 販売会社におけるプロダクトガバナンスの重要性について

- 国民が安定的な資産形成を行うためには、金融商品の組成・販売・管理等の各段階で、金融機関による顧客本位の業務運営を確保することが欠かせない旨、これまでも申し上げてきた。今回は、販売会社におけるプロダクトガバナンス、すなわち、個々の金融商品の選定、顧客への金融商品の提案、販売後のフォローアップといった一連の流れへの経営陣の関与の重要性について申し述べたい。
- 顧客への金融商品の提案に際しては、①商品そのもののリスク、②顧客の期待リターンがリスクに見合ったものか、③事業者側によるコスト転嫁の結果として顧客のリターンが過小となっていないか、などの観点からの検討が必要である。その上で、第2線・第3線が、事後的に顧客の損益状況等のデータを検証し、経営陣も関与して「顧客の最善の利益」がもたらされているか振り返ることも重要である。
- 経営陣におかれては、個々の商品選定の全てに関与することを求めるものではないが、こうした検証やその結果の報告が適切になされるようなプロダクトガバナンス態勢を整備していただきたい。

4. 経済安全保障推進法に基づく基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）について

- 2月8日、内閣官房において第5回「経済安全保障法制に関する有識者会議」が開催され、経済安全保障推進法の基幹インフラの事前審査制度について、
 - ・ 基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（案）
 - ・ 制度開始に向けたスケジュール
 - ・ 対象となる業者の指定基準（案）が公表された。
- 本制度は、金融を含む基幹インフラの事業者に対して、その重要設備の導入等に当たり、当局による事前審査を求めるものである。
- 金融庁としては、制度の施行に向けて、金融機関との間で丁寧な対話に努めていく所存であり、引き続き協力いただきたい。

5. 金融トラブル連絡調整協議会（第63回）

- 金融庁では、金融 ADR 制度の運営状況や将来的な課題について意見交換を行う場として、学識経験者、消費者機関、金融関係の業界団体などの委員で構成される、「金融トラブル連絡調整協議会」を開催している。
- 先般（1月6日）、第63回の協議会を開催したが、初めての取組として、各 ADR 機関だけではなく、個別の金融機関からも説明いただいた。具体的には、ADR 機関を通じて金融機関に共有される情報や金融機関に直接寄せられる利用者からの苦情等を、どのように情報展開し、業務改善に向けて如何に活用しているか、について説明いただいた。
- 委員からは、金融機関に更なる取組を期待する意見があった。特に、
 - ・ 個別の苦情等の早期対応のみならず、課題を早期に発見し、経営陣にフィードバックすることや、
 - ・ 苦情の増減にこだわり過ぎることなく、苦情としては寄せられていない

利用者の不満が隠れていないかにも気を払うことの重要性について意見があった。

- 金融庁のウェブサイトにおいて会議資料を公表しているほか、当日の模様についても公表する予定であり、参考にしていきたい。

(https://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/siryou/20230106.html)

- 金融庁としても、各金融機関が ADR 機関やお客様相談室等から寄せられる情報について適切に分析・共有し、また課題があれば改善していくことは、顧客本位の業務運営を行う上で重要と考えている。モニタリングの中でも、必要に応じて対話を行ってまいりたい。

6. FIN/SUM2023 の開催

- 金融庁では、日本経済新聞社と共催で、2016 年よりフィンテック等に関する国際シンポジウム「FIN/SUM」を毎年開催している。
- 2023 年の FIN/SUM は、3 月 28 日～31 日に丸ビルホールで開催する。
- Web3.0・デジタル証券やメタバース、金融機関の DX、ESGなどをテーマに、国内外の大手金融機関や金融機関向けにソリューションを提供する事業者等を招聘して、フィンテックの健全な発展に向けた多面的な議論を行う予定である。
- 過去 2 回の開催はコロナの影響でオンライン中心のイベントとなっていたが、今回は、様々な企業によるブース出展が行われるほか、国内外の多くのフィンテック事業者等の参加が見込まれている。ネットワーキングの場として活用すべく、ぜひ足を運んでいただきたい。

(参考) イベント概要

日時：2023 年 3 月 28 日（火）～31 日（金）[4 日間] 9:00-18:00

※ 金融庁主催シンポジウムは 29 日（水）に開催

会場：丸ビルホール（オンラインでも同時配信）

主催：金融庁・日本経済新聞社

ウェブサイト：<https://www.finsum.jp/>

7. 仕組債に関する自主規制ルールを検討について

- 足元、協会においては、複雑な仕組債の販売にかかる自主規制ルールの見直しに向けて鋭意検討を進めていただいていると承知しているが、この検討の趣旨は、業界として、これまでの仕組債の販売実態を踏まえ、販売会社が遵守すべきルールを厳格化しようとするものであると理解している。
- これまでも機会を捉えて申し上げてきているが、金融庁としては、仕組債の複雑な商品性や、顧客からの苦情の状況等を踏まえると、仕組債の販売に当たっては、各商品の商品性とそれに応じた対象顧客の範囲について十分な検証がなされるとともに、コスト（組成段階でのコストを含めた、顧客の実質的な負担）やリスク・リターンの検証結果（十分なデータを用いて定量的に検証されたもの）といった投資判断に重要な情報が顧客に対して分かりやすく提供されることが非常に重要であると考えている。
足元の検討を踏まえた貴協会としての今後の対応が、こうした点を含め、仕組債販売における諸課題を解決する上で実効的なものになることを期待している。

8. 法定帳簿の海外サーバー保存に係る指針改正について

- 省庁横断的なデジタル化に向けた法令点検の一環で受け付けた業界要望を踏まえ、1月27日から、金商業者等が電磁的に作成する法定帳簿について、法定の要件を具備する場合に、国外サーバーにおいて電磁的に保存できることを確認的に規定するとともに、国外サーバーに保存する場合における留意事項を新設する監督指針改正案を公表し、2月末までパブリックコメントの募集を行っている。
- 法定帳簿の国外サーバー保存を行っている又は予定している各金融機関におかれては内容を確認いただいた上、ご意見がある場合には申し出ていただきたい。
- また日証協におかれては、引き続き事業者において適切な法定帳簿の作

成・保存がなされるよう、協力をお願いします。

9. マイナンバーカードの普及と利活用の促進について

- マイナンバーカードの普及と利活用の促進について、協力をいただき感謝申し上げます。

政府では 2023 年度末までにマイナンバーカードが「ほぼ全国民に行き渡る」ことを目標に掲げ、普及と利活用の促進を強力に推進している。

- マイナンバーカードの取得率は着実に増加しているが、政府目標の達成に向け、引き続き普及促進に向けた取組が重要であると考えており、マイナンバーカードの積極的な取得支援など、更なる取組に尽力いただきたい。

10. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 地域金融機関の人材仲介機能の一層の高度化に向け、金融庁が取り組んでいる「地域企業経営人材マッチング促進事業」においては、証券業界を含め、大企業各社から REVICareer（レビキャリア）への人材登録等に協力いただいている。

各社からの人材登録は REVICareer（レビキャリア）の更なる活用につながっており、既に給付金の支給対象となる事例を含め、成約案件も複数出てきている。この場を借りて御礼申し上げたい。

- 地域金融機関の人材仲介機能に関しては、このほか、周知・広報等に取り組んでいる。

2月11日には、都市部の大企業人材を念頭に、地域企業で働くことの意義ややりがい等への理解を深められるようなイベントを開催した。

このイベントは、現在もアーカイブ配信を行っているので、ご視聴いただければ幸い。

（参考）各イベントのアーカイブ配信先

①読売新聞社：2月13日（月）から配信

URL：<https://yab.yomiuri.co.jp/adv/secondcareer/>

②アルファドライブ社：2月11日（土）17時から配信

URL : <https://newspicks.com/live-movie/2488/>

(以 上)